

わがまち特例一覧（課税標準の特例）

令和3年12月28日現在：花巻市財務部資産税課

名称	根拠法令等 (地方税法、花巻市税条例)	種別	取得期限	適用期間	軽減割合	具体的資産
家庭的保育事業	法第349条の3第27項 条例第61条の2第1項	家屋 償却	定めなし	期限なし	3分の1	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する資産
居宅訪問型保育事業	法第349条の3第28項 条例第61条の2第2項	家屋 償却	定めなし	期限なし	3分の1	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する資産
事業所内保育事業	法第349条の3第29項 条例第61条の2第3項	家屋 償却	定めなし	期限なし	3分の1	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する資産
汚水又は廃液処理施設	法附則第15条第2項第1号 条例附則第10条の2第1項	償却	令和4年3月31日	期限なし	2分の1	汚水又は廃液の処理施設で使用する、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等。
下水道除害施設	法附則第15条第2項第5号 条例附則第10条の2第2項	償却	令和4年3月31日	期限なし	4分の3	公共下水道を使用する者が設置した除害施設で、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等。
太陽光発電設備 (出力1,000kw未満)	法附則第15条第27項第1号イ 条例附則第10条の2第3項	償却	令和4年3月31日	最初の3年度分	6分の5	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連係用保護装置。
太陽光発電設備 (出力1,000kw以上)	法附則第15条第27項第2号イ 条例附則第10条の2第2項	償却	令和4年3月31日	最初の3年度分	12分の11	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連係用保護装置。
風力発電設備 (出力20kw未満)	法附則第15条第27項第2号ロ 条例附則第10条の2第8項	償却	令和4年3月31日	最初の3年度分	12分の11	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）
風力発電設備 (出力20kw以上)	法附則第15条第27項第1号ロ 条例附則第10条の2第4項	償却	令和4年3月31日	最初の3年度分	6分の5	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）
水力発電設備（出力5,000kw未満）	法附則第15条第27項第3号イ 条例附則第10条の2第10項	償却	令和4年3月31日	最初の3年度分	3分の1	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）
水力発電設備（出力5,000kw以上）	法附則第15条第27項第2号ハ 条例附則第10条の2第9項	償却	令和4年3月31日	最初の3年度分	12分の7	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）
地熱発電設備 (出力1,000kw未満)	法附則第15条第27項第1号ハ 条例附則第10条の2第5項	償却	令和4年3月31日	最初の3年度分	6分の5	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）
地熱発電設備 (出力1,000kw以上)	法附則第15条第27項第3号ロ 条例附則第10条の2第11項	償却	令和4年3月31日	最初の3年度分	3分の2	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）
バイオマス発電設備 (出力1万kw未満)	法附則第15条第27項第3号ハ 条例附則第10条の2第12項	償却	令和4年3月31日	最初の3年度分	3分の1	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）
バイオマス発電設備 (出力1万kw以上2万kw未満)	法附則第15条第27項第1号ニ 条例附則第10条の2第6項	償却	令和4年3月31日	最初の3年度分	2分の1	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）
浸水防止設備	法附則第15条第30項 条例附則第10条の2第13項	償却	令和5年3月31日	最初の5年度分	3分の2	当該所有者又は管理者が作成する計画に記載された地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備で、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機。
企業主導型保育事業 (特定事業所内保育施設)	法附則第15条第34項 条例附則第10条の2第14項	土地 家屋 償却	令和5年3月31日	最初の5年度分	3分の1	企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が企業主導型保育事業の用に供する固定資産。 ※有料で借り受けたものを除く。
緑地保全・緑化推進法人 設置の市民緑地	法附則第15条第35項 条例附則第10条の2第15項	土地	令和5年3月31日	最初の3年度分	3分の2	市の認定を受けて、地域住民が利用する緑地として緑地保全・緑化推進法人が設置管理する民有地。 ※有料で借り受けたものを除く。
サービス付き高齢者向け 住宅	法附則第15条の8第2項 条例附則第10条の2第16項	家屋	令和5年3月31日	最初の5年度分	3分の2	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録されたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅。 また、花巻市立地適正化計画に記載された居住誘導区域にあっては、6分の5とする。
	6分の5 (居住誘導区域)					
中小事業者等が取得した 先端設備	法附則第64条 条例附則第10条の2第17項	家屋 償却	令和5年3月31日	最初の3年度分	ゼロ	認定先端設備等導入計画に従って取得した事業の用に供する家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物付属設備、構築物